

【きよかわブランド】認定品を大募集

きよかわブランドに認定されると・・・

きよかわブランド認定マークが使用可能に

商品知名度の向上に繋がる

各事業所の信頼につながり、さらに
製品・技術の品質への安心感

申請期日：令和7年2月3日～2月21日まで
申請場所：村づくり観光課窓口



お問い合わせはこちらまで

TEL

清川村役場 村づくり観光課
046-288-3864

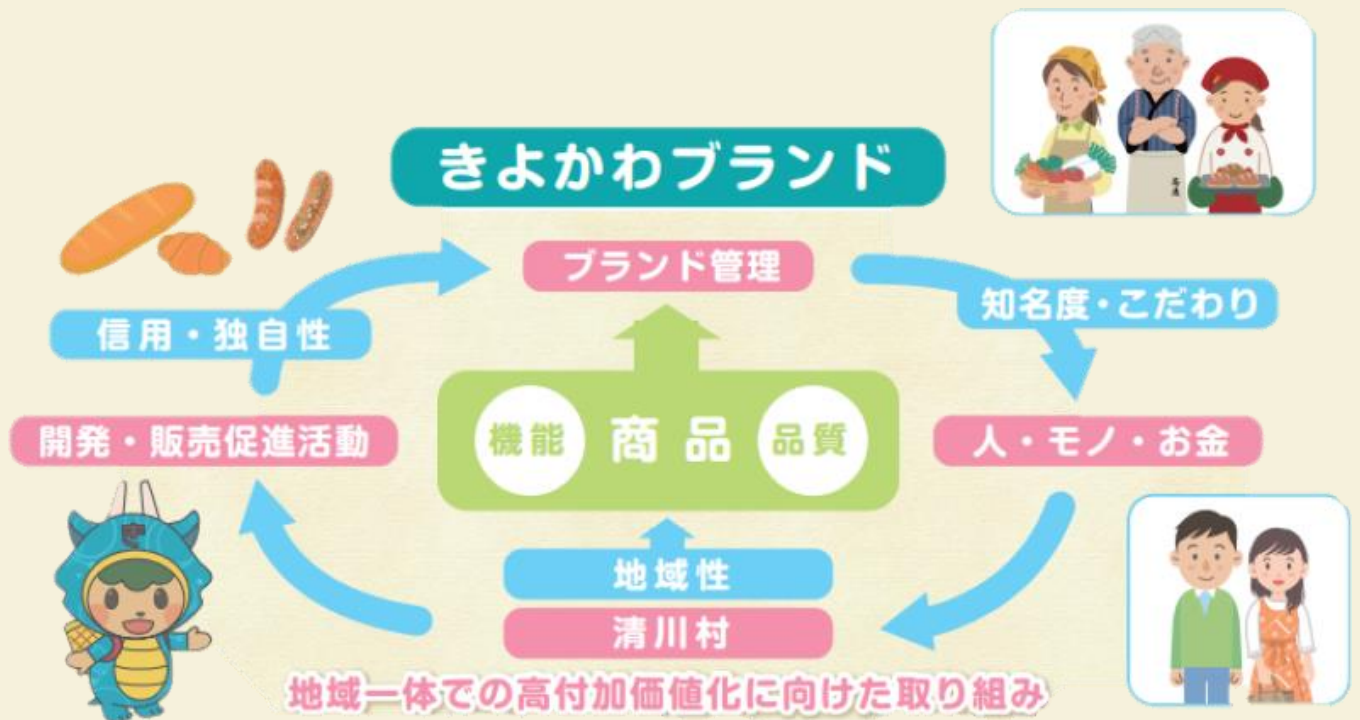


MAIL

kankou@town.kiyokawa.kanagawa.jp

詳しくは
裏面へ

きよかわブランド認定制度



きよかわブランドの目的

清川村産品の普及と需要の拡大により、地域の産業の活性化を図るため、村内で生産、製造、加工されたものや村産の原材料を素材として製造、加工されたものを「きよかわブランド」として認定し、清川村内外に宣伝することを目的としている。

対象となる品目

- (1) **一次産品** 農産品、林産品、畜産品、水産品その他の商品で村内で生産されたものなど
- (2) **加工品** 野菜及びに果物加工品、畜産加工品、米穀類加工品、水産加工品、調味料、麺類、菓子類、飲料など
- (3) **工芸品** 木工品、陶磁器、漆器、織物、染織品、石工品、竹工品など

たくさんのご応募お待ちしております。

